郷土の古文書

「その7 入会山争論 (3)」

大 意

小宮領山田村引田村渕上村代継村の百姓の申分は前々より深沢村へ秣取りに入っていたが、一昨年夏、新規に番屋を建てられ山へ入れない。 何度かけ合っても承知せず迷惑している。

深沢村の返答は、山田・引田・渕上・代継の4か村は以前から深沢山へ入っておらず、山下・横沢・舘谷・高尾・留原・小机・伊奈の7か村は証文を以って秣を取っていた。また新規に番屋を建てたのではなく、7か村と相談の上、若草の頃みだりに草刈りをしないように毎年建ててきた。その事にも山田村等4か村は一切仲間に入っていない。

右の山争論双方呼び出して詮議したがはっきりわからない。深沢村の言う慶安2年(1649)の入会の村を定めた証文については吟味したところ、 大久野村と平井・伊奈村の馬草山争論のことで、これは萱山のことである。また貞亨3年(1686)落着の二宮村他6か村と大久野村・深沢村の草刈場争論の時も萱山の事で、両証文共証拠にならない。

先の御代官手代共の手紙でも不分明なので、近郷の戸吹村・網代村・犬目村・下川口村の百姓共を呼出し、その他の村々の草札等迄吟味したが、4か村の者が入り来たる確かな証拠はないとはいえども、他の山で草刈りする所もないので畑作はやっていけないというのも偽とも思えない。深沢村の山へは4か村から遠いけれど、山内も広く、その上4か村の者前々から入れて来ていないという証拠もないので、深沢山へ入会、馬草刈る事を許可する旨、絵図面を書き、両方へ下し置くので違反しない事。

解説

この古文書は前回の「入会山争論(2)」の一年後の裁許状の写です。前回の二宮村他6か村に対する裁許状では大久野山と深沢山へ入る事が許されませんでした。わずか一年後の争論の判決では、山田・引田・渕上・代継の4か村に深沢山へ入会う事を許可しました。この事は秋留台地の開発の進行も去る事ながら、近隣の秣場もいよいよ二宮村他6か村以外の村々が入る余地がなく、やむを得ない苦しい判断にせまられた結果と思われます。この秣場の争論は糠や旱鰯・酒糟などの金肥が一般的に用いられるようになった明治期迄続いたのでした。

馬多山海 松神多不命之会後国事書 なるとはらずりまでとある 海多ちは小都は一種人かる はないとなるよれなるとのは 外の人人をおくるみ行行を対 世多度城城下平北條到我 女子男後と全ないる なるではなりのはるというかられているというかられていれいるというかられ 上村代徒村白野村で国田 ねらいかではする 少年了一日村一日村家上村 ようないるなくろうあるならい 4. 色发你们了到 不看在他事的级文松 ゆいれなるとうないようれ 我引小真像山田村 因村例 る前ができるかければれるべ ある山麓文法学は出入事 るんれるな村小礼村はかか村で で一多个中世紀 中 おかられているれ ますりを 村花にをあるあん 小文本文中村接近村城石村 は大村でるれるいといる ちるいなり横ってる 的好好人村後人村之白地大 からんかるるを打 はず、你的村人ろ多 古となす がようくらてとをかえけ 本品

恩をなけるいりをしてう るかう 白然作は行人を経成とる 中州方をです村名あるからる 変れてい 金山門が後くとの自村でして 多方村るのはないかから 大次山 田村田村田村 明的意意 多男人大小儿中女人 多列小地気をくめとおはなる そんがんで持てもなりとかられる なりるかないなれたこととのは小い 花樓和城中上大樓里の人できる 此公村華前 路海海人的名人 はなちゃきんりく ちままなく 山きなりなくることなるなんろう 了るは 二まれば過れまり 年成分の たちおいくれたり 小村地名村本版村面名人是 見する子が八月代 いは対ちなんちまるおおおお村は かまとり社場氏はくなら 校会町花司 を至之松で町之枝同 门位的花园店 小田店 小はくな後就在 你太香 國官德 仙松泉 八油な 石川上城 九仙香

番 去 上 深 屋 村 沢 州 Þ Þ ら入 候 丑 夏 村 代 ヲ 小 作 継 散 宮 深 ŋ 在 而 山之義 沢 百 Щ 村 Щ 留 ょ 申 ĮΙχ 此 申 り 引 来 候 新 兀 者 田 申 っ付 規 ケ 候 = 処 =

深 侭 沢 申 村 之百 円 入 1 姓答候 不申 迷 者 惑 Щ 之由 田 村 申 引 之

草

少

Þ

以

候

由

=

候得共夏中ニ

+

日

戸

仕

来候

義不罷成候

故度

々深

沢

江

断

候

承引

不

仕

何

角

我

従 田 前 村 Þ 渕 深 村 沢 村江 入馬草 村之百姓 Л 共

候 義 尾 無 座 村 下 村 横沢 村伊奈村者 村 舘

高 前 K ゟ御 村 留 証文ヲ 原 以深 机 沢 Щ 江 入 来 申 候

候 亦 得 番 共 屋 左 作 様 申候事新規之様ニ申 ニ而無之若草之時 分 む

草 ЛX 取 不 申 候ため深沢村山 江 入

来 申 候 七 ケ 村 相 談 に二而毎 年番屋

作 来 申候 山 田 村 引 田 村 渕 上村代

村 者 切入不申候 由申之

沢 分 出 入 双 方 召 度 Þ 令 僉謡 儀候 処 =

山 不 江 分 入 明 来 従 候 村 Þ 証 相定之由深 文有之而

前

K

候 次 猪 丑 沢 深 申 村 ゟ依 申出ニ合 吟 味 候 処慶安二

餇 半 左 与兵衛 雨

年

宮

城

越

前

守

北条新

蔵

宮

得 郎 右 大 楽勘左衛門 与 平 井 村 伊 証 奈村 文有 之

馬 草 見 分 之上萱 山之

=

义

有 之 趣 者 1 宮 村 邊 村 平 沢 村

深 小 沢 Ш 村 村 草 油 平 ĮΙΧ 村 場 諍 牛 沼 之 村 雨 時 是 間 村 又 瞢 与 大 久

野

ĮΙχ 之 沢 吹 村 Ш 双 拠 Щ 候 候 村 其 П = 方 処 茂 得 Щ 村 付 近 出 江 成 引 百 無之 兀 之 郷 田 兀 Þ 姓 ケ 草 共 戸 村 者 ケ 吹 村 召 上 入 村 共 田 共 出 一村代継 来 文 村 百 迄 牛 網 官 候 遂 代 言 手 草 姓 者 沼 網 慥 共 吟 村 等 村 外 代 村 成 味 犬 互. 雨 Щ 者 証 之 候 目 証 之 之 間 手 = 拠 村 文 Ш 処 村 而 = = ハ 油 丽

申 不 十 五. 候 罷 左 成 日 旨 程 戸 吹村 者 両 兀 度 な 村 5 村 村 で 高 之 者 は 千 ĮΙχ 候 石 茂 余 茂 之

百 共 姓 不 共 候 間 深 義 沢 村 成 山 江 申 者 加 程 遠

 \sim 共 茂 広 其上 兀 之 者 な

箇 村

証 拠 茂 之候 江 条 向

لح

之 者 深 沢 Ш 入 会

馬

ΙX 可 申 依 之 為 後 証 絵

面 書 双 方 江 下 置 之 条 不 可

犯 者 也

享☆ 兀八 年^t 丁 卯 八 月 廿 七月

半 兵衛

佐 六左衛 和 泉 門

彦 伯 耆

大 前

右 御 不

町 居 拾

 \equiv

町

五.

拾

間

間山

三拾 七 町 \equiv 拾

拾 兀 町 拾 間 居 Ш